

■ 1. 大学院学生研究パッケージ型とは？ ■

指導教員（本学専任教員）の指導の下に行われる、大学院学生の個人研究（注1）又は大学院学生を代表者とする複数の大学院学生が行う共同研究（注1）を助成します。なお、本研究種目における大学院学生とは、本学大学院研究科博士課程前期課程（含修士課程）及び博士課程後期課程に在籍する者を指します。

(イ) 自然科学系大学院学生研究（注2） (ロ) 人文・社会科学系大学院学生研究

(注1) 「個人研究」：“研究代表者”が単独で行う研究 「共同研究」：“研究代表者”と“共同研究者”の2人以上で行う研究

(注2) 自然科学系大学院学生研究の対象者は、理学研究科の大学院学生のみです。

2017年度より、「日本学術振興会特別研究員」への申請が義務となっています。

■ 2. 申請対象者 ■

研究代表者	本学の博士課程前期課程（含修士課程）2年次以上及び博士課程後期課程に在籍する者
共同研究者	本学の博士課程前期課程（含修士課程）及び博士課程後期課程に在籍する者

※休学者、法務研究科の大学院学生、日本学術振興会特別研究員に採択されている者、「平成32年度採用分日本学術振興会特別研究員」への申請資格が無い者（本学の博士課程前期課程（含修士課程）1年次生（注）、博士課程後期課程に標準就業年限以上在学している者及び本年度中に標準就業年限以上在学する者等）は申請できません。

(注) 大学院特別進学生で、「日本学術振興会特別研究員」(DC1)への申請資格がある者は除く。

研究代表者には、「平成32年度採用分日本学術振興会特別研究員」(DC1、DC2、PD、RPD)への申請義務を課します。申請が確認できない場合、採択は取消となります。ただし、①職業に就いている、または、②外国籍（博士課程後期課程3年次）で永住許可がないことにより、「日本学術振興会特別研究員」への申請資格がない場合に限り、申請義務は免除されます（職業に就いている方は証明書類の提出が必要です（■10.2.日本学術振興会特別研究員申請に関する証明の提出■（PD、RPD申請者のみ）参照））。

「日本学術振興会特別研究員」の制度概要、募集要項等については、下記URLをご確認ください。また、「日本学術振興会特別研究員」に関する質問は、リサーチ・イニシアティブセンター特別研究員担当（下記URL（立教大学HP）参照）までお問い合わせください。

・日本学術振興会WEBサイト <https://www.jsp.go.jp/j-pd/>

・立教大学WEBサイト（募集のご案内）

<http://www.rikkyo.ac.jp/research/initiative/aid/public/JSPS/fy20/>

■ 3. 重複申請の制限 ■

SFR研究種目のうち、1人の大学院学生が共同研究者・研究分担者として参画できるのは、1研究課題です。ただし、大学院学生研究（研究発表、論文投稿）の種目との重複申請の制限はありません。

■ 4. 助成金額と採択件数 ■

助成金額は、(イ)自然科学系大学院学生研究1件につき上限50万円、(ロ)人文・社会科学系大学院学生研究1件につき上限20万円です。

2019年度の採択件数は(イ)5件、(ロ)33件を予定しています。

*申請金額から採択金額が減額される場合があります。

* (イ)には、理学研究科に所属の大学院学生のみが申請できます。

* (ロ)に関しては過去5年間（2014～2018年度）の各研究科における、本種目への申請倍率に応じて、各専攻・研究科への割当件数が決定いたします。

■ 5. 研究期間 ■

研究期間は、単年度（2019年度のみ）です。ただし、助成金の執行は採択日から2020年3月6日（金）までです。

■ 6. 審査方法と採否結果 ■

各大学院研究科が審査を行い、「立教大学全学研究助成委員会」がそれを承認します。採択は、2019年6月上旬を予定しています。6月上旬にリサーチ・イニシアティブセンターWEBサイトに採択結果を公表いたしますのでご確認ください。尚、採択者には郵送でも連絡いたします。

■ 7. 対象経費等 ■

次記■ 12. **対象費目**■に指定する費目を、大学院学生研究の対象経費とします。本学の他の助成金又は経費と混同して支出することはできません。2019年度は、2020年3月6日(金)までにリサーチ・イニシアティブセンターへ証憑書類を提出して、執行を完了したものが対象です。

■ 8. 採択者の義務 ■

- ① 採択者は、計画にそって適正に助成金を使用してください。やむを得ず、研究計画に大きな変更が発生する場合は、必ず、事前にリサーチ・イニシアティブセンターに連絡してください(採択課題名の変更は不可)。
- ② 採択者は、研究期間終了後2020年4月2日(木)までに、研究成果報告書を提出してください。
*研究成果報告書は「立教大学全学研究助成委員会」にて評価されるとともに、リサーチ・イニシアティブセンターWEBサイト等で広く公開します。また、立教大学学術リポジトリ(立教Roots)に登録されます。
- ③ 採択者には、研究論文(大学紀要可)、学会発表等の成果のアウトプットの義務が課せられます。今年度中に、論文投稿、学会発表の申し込みまで必ず行ってください。成果のアウトプットの状況は、研究成果報告書に記載して頂きます。また、本資金の研究成果等を公表・公開する場合は、リサーチ・イニシアティブセンターへ連絡し、本資金を受けた旨を明記してください。
- ④ 「立教大学学術推進特別重点資金助成規程」に基づいた、また「立教大学公的研究費の使用・管理に関する規程」に準じた助成金の適正な執行や成果報告の義務が守られない場合、助成金の一部または全額を返還していただきます。
- ⑤ 休学手続き、指導教員の変更等を行う場合は、事前にリサーチ・イニシアティブセンターへご相談ください。

■ 9. 注意事項 ■

- ① “研究代表者” “共同研究者” は指導教員(本学専任教員)の推薦を必ず受けてください。
- ② 本資金で採択された研究によって発明等が創出された場合は、必ず、リサーチ・イニシアティブセンターに報告してください。
- ③ 本資金で採択された研究計画は、文部科学省の私立大学等経常費補助金に申請する場合があります。その場合は、研究代表者にご連絡いたしますので「特別補助金交付申請書」の作成にご協力ください。

■ 10. 1. 申請方法 ■

リサーチ・イニシアティブセンターWEBサイトより、「募集要項」「申請書」をダウンロードし、「募集要項」を参考に「申請書」を作成し、指定の申請書類を全て揃え、締切日までにリサーチ・イニシアティブセンターに提出してください。作成に時間のかかる書類がありますので、お早めにご準備ください。

また、「日本学術振興会特別研究員」(PD、RPD)に申請した方は、申請したことを証明する書類をご提出ください。(■ 10. 2. **日本学術振興会特別研究員申請に関する証明の提出**■ (PD、RPD申請者のみ) 参照)

- 1) **申請書類** ・申請書(様式1~様式10) 1部
・職業に就いている事を証明する書類(職業に就いているため、「日本学術振興会特別研究員」への申請ができない方のみ)

- 2) **申請締切** 2019年 4月 17日(水) 17時00分 <<必着>>

郵送の場合も必着としますので、余裕を持って投函してください。

3) 申請書記入上の注意

- ① 様式1,7以外は、申請書様式の改変、記載項目の移動はできません。
- ② 様式10以外は、ページの追加はできません。
- ③ 指定した以外の添付書類の追加はできません。
- ④ 調書の各箇所記載要領がありますので、それにそって記入してください。
- ⑤ 訂正する場合は、修正液等を使わずに該当箇所に二重線を引き捺印してください。
- ⑥ 提出後、申請書の差し替えはできません。
- ⑦ 個別事項
 - <様式1> 「受付番号」は記入しないでください。
 - 「自然・人文の別」はどちらかに○をつけてください。
 - 「在籍課程」は該当するものに○をつけてください。
 - <様式7> 「研究経費内訳」欄は対象費目を確認の上、適宜必要のない費目を削除したり、費目ごとの枠を広げるなどして枚数は増やさずに記入してください。また、記入単位にご注意ください。
 - <様式10-1> 研究代表者は必ず提出してください。
 - <様式10-2> 共同研究者1名につき1枚を必ず提出してください。

■ 10. 2. 日本学術振興会特別研究員申請に関する証明の提出 ■ (PD、RPD 申請者のみ)

1) 提出書類 申請を証明する書類

※電子申請システムにログインし、「処理状況一覧」画面または「申請書管理」画面を印刷して提出してください。「申請状況」が“学振受付中”または“学振受理”となっていない場合には受け付けられません。

2) 提出締切 2019年 6月4日 (火) 17時00分《必着》

(参考) 「10. 1」「10. 2」についてまとめ

	年次	日本学術振興会 特別研究員申請区分	立教SFR申請における提出書類
博士課程 前期課程 (含修士 課程)	1年(注)		・申請書
	2年 以上	DC	・申請書
職業に就いているため特 別研究員に申請できない		・申請書 ・職業に就いている事を証明する書類 (勤務員証のコピー等)	
博士課程 後期課程	1年 2年	DC	・申請書
		職業に就いているため特 別研究員に申請できない	・申請書 ・職業に就いている事を証明する書類 (勤務員証のコピー等)
	3年	PD、RPD	・申請書 ・日本学術振興会特別研究員申請を証明するもの (電子申請システム画面より印刷)

(注) 大学院特別進学生で、【日本学術振興会特別研究員】の申請資格があるものは、【立教SFR大学院学生 (パッケージ型)】種目に申請可能です。

■ 11. 問合せ先・書類提出先 ■

立教大学リサーチ・イニシアティブセンター SFR担当

(池袋キャンパス12号館2F, 新座キャンパス6号館3F)

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 Tel : 03-3985-2965 (内線2965) Fax : 03-3985-2458

E-Mail : sfr@rikkyo.ac.jp URL : <http://www.rikkyo.ac.jp/research/initiative/aid/interior/SFR/>

【リサーチ・イニシアティブセンタートップページ→研究助成・補助金→学内助成→立教SFR】

■ 12. 対象費目 ■

※本研究課題の遂行に直接必要となる経費に限ります。目的外支出は厳禁です。

消耗品費	5万円未満の物品または、耐久年数が1年未満の物品（文房具、複写用紙、フィルム、トナー、パソコンソフト（DL版を含む）薬品、ガラス製品等）
用品費	5万円以上30万円未満で、1年以上の使用に耐える物品（実験用器具、標本、パソコンソフト、パソコン等）
その他図書資料費	書籍（電子書籍を含む）、雑誌、ビデオ・CD・DVD等（書籍に準じるソフト類）、データベース使用料
旅費交通費	本人が行う国内調査等の出張に係る交通費、宿泊費、日帰り出張の交通費、海外出張時の空港までの交通費（出張願での承認が必要）
海外出張費	本人が行う海外調査等の出張に係る航空運賃、宿泊費（申請書に目的、必要性を明記すること。執行には海外出張願及び大学院学生の海外単独調査研究計画書での承認が必要）
電信電話費	国内外へのFAX、電話料（本研究用であることを特定する証拠が必要）
郵便費	研究資料等の郵送料、切手代、ゆうパック料金、EMS〈国際ビジネス便〉料金
印刷費	資料複写、調査用紙・報告書・論文等の別刷代（注1）、マイクロリーダー・パソコンからのプリントアウト料金、外国の出版社や他大学図書館からのコピー料金
施設・設備等賃借料	電算機等の使用料・賃借料、会場（施設）使用料、調査地でのレンタカー料（注2）、資料借用料、ILL（図書館相互貸借）料金
燃料費	レンタカー使用時の燃料費
その他の委託費	宅配便代、マイクロフィルム作成委託費、調査委託・分析委託費
報酬・手数料	講演会・研究会での講師・事例発表・司会への謝礼金、研究・調査助言者への謝礼金、通訳・翻訳・テープ起し・校閲への謝礼金、調査協力者（ヒアリング、被験者等）への謝礼金（注3）
諸会費	学会の大会参加費
雑費	調査協力者（現地調査・データ収集・被験者等）への謝礼品、DPE代、振込手数料等

（注1） 修士・博士論文を直接作成（印刷、製本等）するための経費は対象外です。

（注2） 原則不可。理由書の提出により、認められることがあります。

（注3） 謝礼金は、学内基準により支給。必ず事前にリサーチ・イニシアティブセンターにご相談ください。また、調査協力者への謝礼金は、原則、「図書カード」による支払となります。

立教SFR（立教大学学術推進特別重点資金 Rikkyo University Special Fund for Research）は、学外との連携や大型外部資金の獲得を視野に入れた、高度にして独創的な研究を助成することにより、学術研究の推進を格段に図ることを目的としています。

<立教SFRは「立教大学学術推進特別重点資金助成規程」に基づいて運営されています。>